

国土利用計画

白根市計画(白根市計画)を策定



土地利用全般の 国土利用計画 基本方向を示す

国土利用計画は、国土の利用について、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的とした計画です。国は、昭和四十九年に国土利用計画法を制定し、国の計画を策定。それに基づいて、健康で文化的な生活環境の確保と国土の有効利用を進めてきました。また、この計画は都道府県、市町村でも、それぞれ定めることとされ、新潟県計画は昭和五十二年に策定されています。

国土利用計画(白根市計画) 基本方向を示す

成十二年に定め、市内の土地利用全般についての基本的方向を示したものです。各種の土地利用

緑と潤いのある 田園都市を目指す 白根市計画

国土利用計画(白根市計画)は「土地利用の基本構想」「土地利用の目的に応じた区分ごとの規模の目標と地域別の概要」などから構成されています。

●土地利用の基本構想 (土地利用の基本方針)

土地は現在から将来にわたり市民のための限られた資源です。また、生活や生産の共通の基盤でもあります。そのため、本市の土地利用は、公共の福祉を優先させ、良好な住環境の確保、自然環境の保全、優良農地の確保、歴史的風土の保全、公害の防止、治水などにじゅうぶん配慮しなければなりません。長期的な展望に立つて土地の有効利用を促進し、総合的で計画的な

土地利用を進めます。二十一世紀に向け、白根市が目標とする姿は、新潟都市圏の副次都市としての機能を充実した、緑と潤いのある地方田園都市です。農用地の確保と整備、高度利用の促進に加え、新しい活力として都市型産業の誘致開発を進め、居住環境の整備など定住条件の整備を図ります。

(利用区分別の土地利用の基本方向)

【農用地】 優良農用地を積極的に確保し、保全と高度利用を図ります。総合的、計画的な土地利用を進める上で、農用地の転用が必要な場合は、関係者に理解と協力を働きかけていきます。

土地利用の 地区別に策定 基本方向を

●土地利用目的に応じた区分 ことの規模の目標と地域別の概要

【土地の利用目的に応じた区分 ことの規模の目標】 昭和六十年を基準年次とし、目標年次は平成十二年とします。

【人口・世帯数】 平成十二年には、人口四万二千九百人、世帯数一万七千七百戸になるものと想定しました。

【土地の利用区分】 農用地、

水面、河川、水路、宅地などの地目別区分と市街地としました。

【土地の利用目的に応じた区分 ことの規模の目標】 現況調査に基づき、将来人口などを考え併せ、利用区分に必要な土地面積を予測し、上表のとおり目標を定めました。

(地区別の概要)

市全域を中心地域、南部地域、北部地域に分割し、それぞれの地域の土地利用を構想しました。これらの地域で、都市的土地利用(住宅・工業・商業・事務所・文教施設・公園緑地・道路用地など)が予想される以外の地域は、農業振興地域として、農業の基盤整備と環境保全を進めて

いきます。

【中心地域】 農業との調整を図り市街地の土地利用区分の明確化を推進します。工業地域は、国道8号沿線の既設工場用地はやむをえないものとしても、今後は流通・商業業務などの立地を促進し、新たな工場進出には、他の専用地域に誘導します。都市計画法に基づく用途地域は、土地利用の区分を明確化し、住・工分離の促進を図ります。用途地域内に点在する農用地は、逐次都市的土地利用への転用を図ります。

利用への転用も弾力的に図ります。

【茨城根地区】 主要幹線道路に接する地域では、物流・工業的土地利用の拡大が予想されるため、ある程度の都市的土地利用の転換を図ります。

庄瀬地区

農業的土地利用を中心に、集落の環境整備と農業の生産基盤整備を進めます。都市的土地利用の転換は、部分的に認めています。

【北部地域】 彌生地区、根岸地区

用途地域の指定を行った住宅地地域は、良好な生活環境を目指し、公園・緑地、各種施設整備を進めます。都市的土地利用の可能性を持ち合わせ地域は、土地利用の混乱を避けるため、土地区画整理事業などの面的整備を図り、都市的土地利用を進めます。

大郷地区

農業的土地利用を中心に、集落の環境整備と農業の生産基盤整備を進めます。都市的土地利用の転換は部分的に認めています。

【南部地域】 新飯田地区 当面は農業的土地利用に重点を置き、ある程度の都市的土地

□国土利用計画(白根市計画) についての問い合わせ 企画調整課企画調整係 ☎322(

土地の利用目的に応じた区分ことの規模の目標

単位:ヘクタール、%

区分	平成			昭和		
	60年	7年	12年	60年	7年	12年
1 農用地	5,118	4,924	4,837	64.6	62.1	61.0
(1) 農地	5,118	4,924	4,837	64.6	62.1	61.0
(2) 採草放牧地	—	—	—	—	—	—
2 森林	—	—	—	—	—	—
3 原野	—	—	—	—	—	—
4 水面、河川、水路	919	902	896	11.6	11.4	11.3
5 道路	510	568	595	6.4	7.2	7.5
6 宅地	749	924	990	9.5	11.6	12.5
(1) 住宅地	353	416	444	4.5	5.2	5.6
(2) 工場用地	49	72	80	0.6	0.9	1.0
(3) 事務所、店舗等の宅地	347	436	466	4.4	5.5	5.9
7 その他	629	607	607	7.9	7.7	7.7
合計	7,925	7,925	7,925	100.0	100.0	100.0
市街地	160	247	247	2.0	3.1	3.1

【水面、河川、水路】 災害防止のため、河川整備用地の確保を図ります。農業基盤整備の推進のため、用排水路整備用地の確保を図ります。

【道路】 都市計画街路の整備は地域開発の核となるため、交通安全、環境保全に配慮しながら用地の確保を図ります。

【住宅地】 新規の住宅地の開発は、自然環境の調和と公園・緑地などの空間の確保を図り、適正に配置します。

【工場用地】 住宅地内に混在する工業の再配置と新規企業の

誘致を進めるため、計画的に用地の確保を図ります。

【その他の宅地】 事務所や店舗などの用地は、経済のソフト化・サービス化の進展に対応して必要な用地の確保を図ります。

【公共施設用地】 行政需要の増大と多様化に対応するため、必要な用地を計画的に確保します。

【市街地(人口集中地区)】 今後の人口増加に対応して市街地の拡大が見込まれるため、都市施設の整備を促進し、計画的に市街地の整備を図ります。